

6月請求(5月使用)分から

# 水道料金を 改定します。

## ■厳しい給水環境

水道事業は、快適な町民生活の実現を目指して安心で安全な水道水を安定して供給するため、日々の水質管理に努めながら水道の普及や老朽施設更新などの施設整備を行っています。

現在、給水区域は上水道で旧能都と旧内浦の2地区、簡易水道で旧柳田地区があり、浄水場や管路もそれぞれ独立

らは、それぞれの旧町村で給水区域ごとに投下された建設改良費や運転管理費用、使用水量、収入によって算出される総括原価、給水原価、供給料金の一元化を図りました。

## ■経営状況

平成19年度から公的資金補償金免除繰上償還にかかる公営企業経営健全化計画を策定。課の統合などによる人件費の削減のほか、将来の負担を抑制するために19年度から3年間で借入金金の5割以上にあたる約1億4320万円を繰上償還しました。

しかし▽給水人口の減少▽景気の低迷▽施設の統廃合や事業所の縮小▽環境に配慮した節水意識の向上―などから使用水量が急激に減少(左頁グラフ参照)。収支のバランスが崩れて非常に厳しい経営を強いられています。23年度当初予算編成時には約2800万円が不足と推測され、一般会計より補填している状況です。

このままでは、水道未普及地域の解消どころか施設の整備・老朽管の更新・維持管理が十分に行えず、漏水事故なども多発する恐れがあり、「水の供給」という重要なライフラインとしての役割を果たすことが困難な状況になることも予想されます。

## ■料金改定の基本方針

通常、料金改定は3年から5年ごとに経営状況を見ながら行われます。

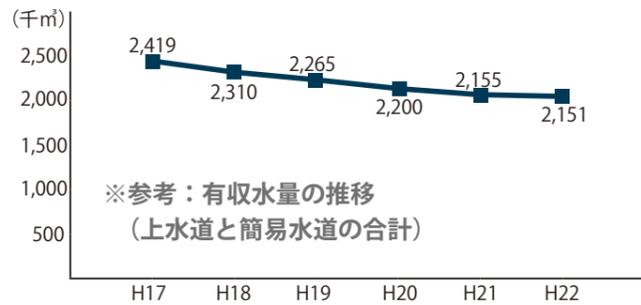
水道料金は、使用者の公正な利益と水道事業の健全な経営を図り、地域住民の福祉の増進に寄与するため、給水サービスの対価として公平性を維持することを基本方針としています。

## 安心安全な水の供給と経営健全化に向けて

3月議会定例会で新水道料金が決まりました。今回の料金改定は、経営の健全化と水道管などの更新・耐震化にむけて見直されました。水道事業の現状と料金改定にいたるまでの経緯、新しい料金についてお知らせします。

## ■改定水道料金

水道料金は、毎月の使用水量によって算出される基本料金と超過料金に、口径別の量水器使用料を加えた額です。基本料金は使用水量にかかわらず基本水量(8ト)までは定額で支払う料金のことです。超過料金は基本水量を超えたものについて使用水量に応じて支払う金額です。改定後の金額は下記のとおりです。



## ■現行水道料金(月額)

口径	基本料金(8m³まで)	量水器使用料	超過料金(1m³につき)	8m³までの使用料	20m³の使用料	30m³の使用料
13mm	1,470円	105円	189円	1,575円	3,843円	5,733円
20mm		157円		1,627円	3,895円	5,785円

## ■改定水道料金(月額) ( )は改正前からの増減額

口径	基本料金(8m³まで)	量水器使用料	超過料金(1m³につき)	8m³までの使用料	20m³の使用料	30m³の使用料
13mm	1,650円(+180円)	100円(△5円)	260円(+71円)	1,750円(+175円)	4,870円(+1,027円)	7,470円(+1,737円)
20mm		150円(△7円)		1,800円(+173円)	4,920円(+1,025円)	7,520円(+1,735円)

6月請求(5月使用)分から

※一般的な家庭のほとんどは、口径が13mmまたは20mmです。目安として、世帯一人当たりの使用料は約6m³程度とされています。ご家庭に投かんされる検針票で、口径・使用水量をご確認ください。  
※事業所や工場など口径25mm以上の場合も基本料金・超過料金は同じです。

量水器使用料	(改正前)	(改正後)
25mm	210円	200円
30mm	262円	250円
40mm	472円	450円
50mm	840円	850円
75mm	1,575円	1,500円



口径20mmの量水器

## =水道の開閉栓について=

家を留守にするなど2カ月以上水道を使用しない場合、閉栓届(手数料1,000円)を上下水道課または各サービス室に提出すると、翌月以降の水道料金が発生せず節約になります。

公共下水道や農業集落排水・漁業集落排水に接続している利用者也、同時に使用料が発生しなくなります。

再度使用を開始する場合は、同じく上下水道課または各サービス室に開栓届(手数料1,000円)を提出すると給水しますのでご利用ください。

## ※参考：近隣市町の水道料金

市町名	基本料金 20mm量水器 使用料含む	超過 料金	13mm 20m³ 使用料金	20mm 20m³ 使用料金
珠洲市	1,974円	273円	5,176円	5,250円
輪島市 (旧門前)	1,868円	231円	4,588円	4,640円
穴水町	2,100円	242円	4,899円	5,004円
能登町 (改正前)	1,627円	189円	3,843円	3,895円
能登町 (改正後)	1,800円	260円	4,870円	4,920円

# 本庁・支所検討委員会が中間報告

2月7日、13人で構成される「能登町本庁・支所検討委員会」の会長・副会長が行政庁舎などのあり方に関する中間報告書を町長に答申しました。中間報告書では、財政状況や将来の人口、災害時の避難場所など、さまざまな視点から判断した結果、次の内容で報告されました。

- ・新庁舎を建設せず、既存庁舎の有効活用をすること
- ・能都庁舎の耐震補強対策工事ならびに他庁舎の耐震診断を行うこと
- ・町民のニーズに合うような機構改革・人員配置を行うこと
- ・議会庁舎を能都庁舎に移転するよう積極的に努めること
- ・能都庁舎の耐震補強等終了後、分庁方式から本庁方式とし、能都庁舎を本庁、柳田庁舎および内浦庁舎を支所とすること

なお、柳田・内浦庁舎を支所とした場合であっても現在の受付・サービス機能を維持または向上させることを前提とする

今後は、各団体との意見交換をして平成24年度末までに最終報告書を答申する予定です。※中間報告書は、町ホームページにも掲載しています。



## 能登町行政改革 評価委員会

# 委員募集

効率的な行政運営を推進するため、第2次能登町行政改革大綱および実施計画を策定し、実施しています。この計画の実施状況の評価や新たな見直しを推進するための「能登町行政改革評価委員会」に、町民の皆さんの意見をより反映させるため、委員会に加わっていただく委員を次のとおり募集します。

〈公募委員数〉3人（委員総数は10人以内）

〈委員の任期〉2年

〈応募の資格〉町に引き続き1年以上居住する満20歳以上70歳未満で、次の要件を満たす人

- ①町の審議会などの委員になっていないこと
- ②町の議会議員または職員でないこと
- ③平日、期間中に年2回程度の会議に出席できる人

〈応募の方法〉

所定の応募申込書と「能登町の行政改革に対する意見等」を事務局まで郵送、持参、FAXまたは電子メールにより応募ください。

◇「能登町の行政改革に対する意見等」は、任意の用紙に400字程度で記述してください。

◇「応募申込書」は事務局（総務課）、柳田サービス室、内浦サービス室、各支所・出張所にあります。

◇電子メールで応募する場合、事務局まで連絡（メール、電話など）いただければ「応募申込書」を送信します。

〈募集期限〉4月27日（金）まで

〈申し込み・問い合わせ〉〒927-0492

能登町字宇出津新1字197番地1 能登町総務課

☎62-8510(直通) FAX 62-4506 Mail: soumu@town.noto.lg.jp



3月5日から12日間、平成24年度予算案などを審議し、可決しました。

### ■可決された24年度予算（13件）

- ・一般会計予算・有線放送特別会計予算・国民健康保険特別会計予算・後期高齢者医療特別会計予算・介護保険特別会計予算・観光施設特別会計予算・公共下水道事業特別会計予算・農業集落排水事業特別会計予算・漁業集落排水事業特別会計予算・浄化槽整備推進事業特別会計予算・簡易水道特別会計予算・水道事業会計予算・病院事業会計予算

※24年度予算については、8ページから11ページの予算特集を参照してください。

### ■可決された23年度補正予算（8件）

- ・一般会計補正予算（第4号）▽歳入歳出に9924万5千円を追加し総額を159億4172万6千円とする。
- ・有線放送特別会計補正予算（第3号）
- ・国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ・介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・観光施設特別会計補正予算（第1号）
- ・公共下水道事業特別会計補正

・公の施設の指定管理者の指定について▽赤崎コミュニティセンターの指定管理者に鹿泊町内会を指定。

・奥能登広域圏事務組合規約の変更について

### ■人事案件（3件）

- ・能登町公平委員会委員の選任について▽金七政彦氏（松波）を再任。

予算（第3号）・農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）・病院事業会計補正予算（第1号）

### ■可決された議案（29件）

- ・能登町犯罪被害者等支援条例の制定について▽犯罪行為によって不慮の死を遂げた町民の遺族、傷害を受けた町民を支援。
- ・能登町暴力団排除条例の制定について▽町、町民、事業者などが一体となって暴力団排除の取り組みを推進する。
- ・非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について▽障害者自立支援法施行に伴う改正。
- ・常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について▽町長、副町長の給与減額幅を拡大（町長3万円↓8万円、副町長2万円↓5万円、25年4月9日まで）。
- ・教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について▽教育長の給与減額を1万円↓2万円に。
- ・能登町組織条例の一部を改正する条例について▽課の分掌事務を整理。
- ・能登町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について▽交通安全対策基本法の改正に伴う改正。
- ・能登町監査委員条例の一部を改正する条例について▽監査委員の審査事務

・能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について▽數馬毅氏（宇出津）を再任。

・能登町教育委員会委員の任命について▽廣瀬英人氏（小木）を再任。

### ■採択された請願（2件）

- ・石川県議会での請願採択を受けて、石川県乳幼児医療費補助要綱の一部改

を追加。

- ・能登町税条例の一部を改正する条例について▽26年度から35年度まで個人住民税の均等割を500円引き上げ。
- ・能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について▽赤崎コミュニティセンターを追加。
- ・能登町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について▽地方公共団体から国への寄附禁止規定の廃止に伴う改正。
- ・平成22年度能登町有線テレビ施設能都地区再整備工事（ゼロ町債）請負契約の締結について」の議決の一部変更について▽契約金額を248万4300円減額し請負総額を10億7079万円とする。
- ・請負契約の締結について（平成23年度柳田地区告知設備設置工事）▽1億8375万円で日本電気（株）北陸支社（金沢市）が落札。
- ・能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について▽医療費助成の対象者を拡大。
- ・能登町介護保険条例の一部を改正する条例について▽介護保険料を改定。
- ・能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について▽一般廃棄物処理計画の公表が努力義務化されたことに伴う改正。
- ・能登町立学校設置条例の一部を改正

正を求める「意見書」の提出を求める請願

・TPP交渉に関する意見書について

### ■可決された発議（5件）

- ・原子力発電所の安全性確保とエネルギー政策の見直しを求める意見書の提出について
- ・志賀原子力発電所にかかる防災地域

する条例について▽町立真脇小学校閉校に伴う改正。

- ・能登町立公民館条例の一部を改正する条例について▽公民館運営審議会委員の委嘱にかかる基準を定める。
- ・能登町営住宅条例の一部を改正する条例について▽整備基準と入居者資格の整備。
- ・地方公営企業法の適用を受ける事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について▽法定積立金の積立義務廃止に伴う改正。
- ・能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について▽6月請求分からの水道料金を改定（12、13ページ参照）。
- ・辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について▽柏木・太田原辺地と曾又辺地に総合整備計画を策定。
- ・辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について▽本木辺地ほか9辺地の計画変更。
- ・能登町過疎地域自立促進計画の変更について▽計画に「水産業及び小規模近代化施設整備事業」の項目を追加。
- ・町道路線の認定について▽1級上町越坂1号線と宇出津116号線を認定
- ・町道路線の変更について▽新保明野1号線の終点を変更。
- ・町道路線の廃止について▽北河内2号線、北河内4号線、1級時長上町1号線、新保羽生1号線の4路線を廃止。

拡大と避難路の確保を求める意見書の提出について

・郵政サービスの維持・確保を求める意見書の提出について

- ・石川県乳幼児医療費補助要綱の一部改正を求める意見書の提出について
- ・環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への正式参加を行わないことを求める意見書の提出について

## 地域の人子どもたちを見守り、子どもたちも地域に応える「地域と共にある学校」

平成17年に初めて真脇小学校に赴任して以来、教頭として4年間、校長として3年間お世話になりました。赴任して最初に感じたことは、子どもたちを温かく見守ってくれる地域であるということです。子どもたちもそれに応えて地域とふれ合おうと活動してきました。まさに、真脇小学校は「地域と共にある学校」でした。私は7年間、地域とのつながりをもっと太くしよう、地域から信頼される学校にしようと思ってきました。振り返ると、地域の皆さんに育てられた校長だったと実感しています。本当にありがとうございました。

閉校が決まった時は、「ついに来たか」という思いでした。この7年間だけでも、子どもの数が半減していたからです。しかし、学校がなくなってもこの地域から子どもがいなくなるわけではありません。今まで以上に地域で子どもたちを見守ってほしいと思っています。



真脇小学校 第43代校長  
**中田晴夫** 先生



真脇小学校閉校記念事業  
実行委員会

**三田勝之** 委員長

## 「すりんの文化」を受け継ぐ子どもたちをこれからも地域で見守り、育ててほしい。

時代の流れとはいえ、この高倉地区から小学校がなくなることは、私自身無念であり、残念でなりません。真脇小学校は、明治8年に長願寺を仮校舎として開校して以来、雛林(すりん)小学校、真脇尋常小学校などと改称を重ねながら136年、4,503人の卒業生を送り出してきました。

特に校歌にも歌われる「すりん」という言葉は、「文化・教育に優れたところ」という意味があり、真脇小学校の別名として親しまれてきた言葉です。「すりんの文化」を受け継いだ子どもたちが、一日も早く新しい学校と友達に慣れ親しみ、強く、賢い「高倉っ子」として育ててほしいと願っています。高倉地区は「地域が子どもたちを育てる」という風土が残っている地域です。地域の皆さんには、できる限り前向きな気持ちで子どもたちと接し、これまで以上の温かいまなざしで子どもたちを見守っていただくようお願いいたします。



## 能登町立 真脇小学校 閉校式典



# さようなら 真脇小学校 百三十六年の 歴史に幕

### 真脇小学校校歌

作詞 松坂喜三次  
作曲 川西和夫

木立青々 潮はうらら  
雲舞いきたり 雲行くところ  
すりんの文化 いよいよあがる  
ああうるわしの 五つの里よ  
立山らんらんと 銀に燃え  
漁る船の ばく音たく  
耕す人も 涙らにうたう  
あなごやけき 高倉の里

### 真脇小学校閉校記念式典は3月24日午前10時から、同校体育館で

行なわれた。式典には学校関係者のほか、卒業生や地域住民など約300人が出席。同校での最後の思い出を胸に刻んだ。

真脇小学校は明治8年、長願寺を仮校舎として開校。以来136年間で4500人以上の卒業生を送り出してきた。昭和34年のピーク時には4000人を超える児童数を数えたが、平成23年度の児童数は27人。児童数の減少に歯止めがかからず、24年度から宇出津小学校に統合されることが決まった。式典では、仲谷由美教育委員長が告



【写真上】3月16日に開催された卒業式では、最後の卒業生となった9人が中田校長から卒業証書を受け取った。



【写真左】校旗降納では、中村朱里さんが校旗を中口教育長に返納した。



【写真左下】創立百周年記念誌「すりん」(昭和50年)と閉校記念誌「我が母校すりん」。真脇小学校は、明治12年4月から18年6月まで「雛林(すりん)小学校」と称され、以降「すりん」が真脇小学校の別名として受け継がれた。

示、三田勝之実行委員長が式辞を述べ、中田晴夫校長、持木一茂町長、久田良平議長があいさつ。136年の伝統と国指定史跡「真脇遺跡」に隣接する環境を学習に生かしてきた独自の取り組みを振り返った。

校旗降納では、16日に卒業した中村朱里さんが「新しい学校で新しい伝統を作っていきます」と力強く誓って、中口憲治教育長に校旗を返納した。午前11時からは「閉校記念の集い」が行われ、児童による鼓笛演奏や太鼓、合唱などが披露された。最後は参加者全員で真脇小学校校歌を斉唱。思い出が詰まった校舎との別れを惜しんだ。